

鈴鹿市開発指導技術基準

鈴鹿市都市整備部都市計画課

(凡例) 鈴鹿市開発指導技術基準で引用する法令の略語は、次のとおりとする。

法：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

令：都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）

規則：都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）

細則：鈴鹿市都市計画法施行細則（平成 11 年規則第 18 号）

要綱：鈴鹿市開発事業指導要綱（平成 14 年訓令第 3 号）

目次

1	総則	
1-1	目的	1-1
1-2	適用範囲	1-1
1-3	取扱方針	1-1
2	道路に関する基準	
2-1	都市計画法第33条第1項第2号	2-1
2-2	都市計画法施行令第25条第1号	2-1
2-3	都市計画法施行令第25条第2号	2-2
2-4	都市計画法施行令第25条第4号	2-16
3	道路の構造に関する基準	
3-1	都市計画法施行令第25条第5号	3-1
3-2	都市計画法施行規則第24条第1号	3-1
3-3	都市計画法施行規則第24条第2号	3-4
3-4	都市計画法施行規則第24条第3号	3-12
3-5	都市計画法施行規則第24条第4号	3-12
3-6	都市計画法施行規則第24条第6号	3-13
3-7	都市計画法施行規則第24条第7号	3-15
3-8	その他	3-24
4	消防水利に関する基準	
4-1	都市計画法施行令第25条第8号	4-1
5	公園に関する基準	
5-1	都市計画法施行令第25条第6号、第7号	5-1
5-2	都市計画法施行規則第25条	5-5
5-3	その他	5-10
6	排水施設に関する基準	
6-1	都市計画法第33条第3項、都市計画法施行令第26条	6-1
6-2	都市計画法施行規則第22条、第26条	6-50
6-3	その他	6-61
7	給水施設に関する基準	
7-1	都市計画法第33条第1項第4号	7-1

8	造成工事に関する基準	
8-1	都市計画法第33条第1項第7号	8-1
8-2	都市計画法施行令第28条第1号	8-1
8-3	都市計画法施行令第28条第2号	8-2
8-4	都市計画法施行令第28条第3号	8-3
8-5	都市計画法施行令第28条第4号、第5号	8-6
8-6	都市計画法施行令第28条7号	8-12
8-7	都市計画法施行令第28条第6号、都市計画法施行規則第23条	8-15
8-8	都市計画法施行規則第27条	8-29
9	公益施設（ごみ集積所）に関する基準	
9-1	ごみ集積所（資源ごみの設置を除く）	9-1
9-2	資源ごみ集積所	9-4
10	環境保全に関する基準	
10-1	都市計画法第33条第1項第9号、都市計画法施行令第23条の3、 都市計画法施行令第28条の2	10-1
11	緩衝緑地に関する基準	
11-1	都市計画法第33条第1項第10号（緩衝緑地に関する基準）、 都市計画法施行令第23条の4、都市計画法施行令第28条の3、 都市計画法施行規則第23条の3	11-1
12	その他の基準	
12-1	施工管理基準及び安全管理	12-1
12-2	開発行為における中間検査及び完了検査	12-6
12-3	引継ぎ書類	12-9